

第31回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、令和元年12月25日、午後3時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第31回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 斉藤正巳、次長 川田和之、主幹 足立 純、主査 須釜和彦、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員であります。 本日の議事日程について報告いたします。 日程第1 議事録署名委員の決定について 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について 日程第3 議案第1号から議案第3号について 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 以上であります。
議長	ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第31回足利市農業委員会総会を開会いたします。 【15時31分 開会】
議長	報告事項について、次長より報告いたさせます。
次長	【事業概要報告】
議長	次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
4番 藤生正浩委員、13番 清水 茂委員を指名いたします。
ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。
続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 議案書の1ページをお開き下さい。
農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。
まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が1件、筆数が1筆、面積が133㎡となっております。
続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が15件、筆数が22筆、面積が8,952.42㎡となっております。
合計いたしまして、件数が16件、筆数が23筆、面積が9,085.42㎡となっております。
また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから6ページに記載されております。
以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。
続いて日程第3に入ります。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の7ページをお開き下さい。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。
1番、申請地は川崎町地内の田、面積829㎡です。
譲受理由は、自宅に近く自作地と一体利用が可能なため交換し、利便性の向上と生産性の拡大を図りたいで、譲渡理由は耕作不便の為、交換したいで、契約内容は所有権移転の交換です。2番と関連する案件です。

続きまして、議案書の29ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。

ページ右側に位置図を載せてあります。なお、公図については今月から割愛とさせていただきますのでご了承ください。

続きまして2番、申請地は崎町地内の田、面積829㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利のため交換したいで、譲渡理由は農地形状が不整形なため交換したいで、契約内容は所有権移転の交換です。1番と関連する案件です。

続きまして、議案書の30ページをご覧ください。

2番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。

ページ右側に位置図を載せてあります。

続きまして3番、申請地は鵜木町地内の畑、面積111㎡ほか1筆、計574㎡です。

譲受理由は、近くに自作地があるため、取得し経営規模の拡大を図りたいで、譲渡理由は高齢のため、離農したいで、契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。

3番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。

ページ右側に位置図を載せてあります。

続きまして4番、申請地は利保町地内の田、面積485㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利のため、取得して経営規模の拡大を図りたいで、譲渡理由は高齢のため、経営規模を縮小したいで、契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の32ページをご覧ください。

4番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。

ページ右側に位置図を載せてあります。

続きまして5番、申請地は田島町地内の田、面積2,198㎡ほか1筆、計4,300㎡です。

譲受理由は、近くに自作地があるため、取得し経営規模の拡大を図りたいで、譲渡理由は高齢のため、経営規模を縮小したいで、契約内容は所有権移転の売買です。ちなみに6番と関連する案件です。

続きまして、議案書の33ページをご覧ください。

5番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。

ページ右側に位置図を載せてあります。

続きまして6番、申請地は田島町地内の田、面積2,779㎡です。

譲受理由は、近くに自作地があるため、取得し経営規模の拡大を図りたいで、譲渡理由は高齢のため、経営規模を縮小したいで、契約内容は10年間の賃借権の設定です。ちなみに5番と関連する案件です。

続きまして、議案書の34ページをご覧ください。

6番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。

ページ右側に位置図を載せてあります。

続きまして7番、申請地は松田町地内の田、面積1,276㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利のため、取得して経営規模の拡大を図りたいで、譲渡理由は高齢のため、離農したいで、契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の35ページをご覧ください。

7番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。

ページ右側に位置図を載せてあります。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は先に1番及び2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により13番 清水 茂委員の退席を求めます。

【15時51分 退席】

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

14番 赤坂委員。

14番

14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は令和元年12月16日、月曜日、午前8時30分から、調査班は森山委員を班長といたしまして、仙田委員、桐生委員、三田委員と私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、2ヶ所の申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転・交換の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、それぞれに行い清水氏については合計いたしまして34筆、中山氏については9筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地を取得後は、清水氏については所有する既存農地の隣地となり集積が図られる事と不整形地であったものが整形地となり利便性が増す事となり、中山氏についてはわずかながら自宅から近くなり利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番及び2番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、清水委員の出席を求めます。
【15時54分 出席】

議長 続いて、3番を上程いたします。
本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

14番 14番 赤坂委員。
14番 14番 赤坂です。
実情調査の結果を報告いたします。
調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。
調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。
今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。
申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして121筆あることから、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。
また、申請地は自作地の近隣のため耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。
また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

議長 以上で、報告を終わります。
ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、3番はそのように決定いたしました。
続いて、4番を上程いたします。
本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

12番 12番 桐生委員。
12番 12番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして52筆あることから、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自宅や自作地の近隣のため耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、4番はそのように決定いたしました。

続いて、5番及び6番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

12番 桐生委員。

12番 12番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

それでは、調査結果をご報告いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、3ヶ所の申請地の確認を行ったものであります。3ヶ所の申請地のうち2ヶ所は所有権移転・売買、もう1ヶ所については10年間の賃借権設定の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして7筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は農振農用地であり取得または賃借後は、隣接する自作地と合わせて利便性が増すことから、現在近接する自作地で行っている鉢植えでのブルーベリー苗木栽培と同様に苗木を追加購入し規模拡大を図り、いずれは関係部署と協議を進め新鮮なブルーベリーを販売する直売所の設置や摘み取りのできるブルーベリー農園を開きたい今後の計画も聞いていることから、

周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、5番及び6番はそうように決定いたしました。

続いて、7番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 仙田委員。

11番 仙田です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして11筆あることから、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自宅から近く自作地の近隣のため耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、7番はそうように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の9ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

12月の5条申請件数は8件、うち太陽光発電を目的とした申請が5件、一般住宅3件でした。

ここで、今年1月から12月の1年間の5条許可の申請件数を申し上げます。件数は196件、前年比128.1%、面積は22万2,721㎡、前年比119.7%となっています。

東京ドームの白い屋根部分が3.5haなので、屋根の6.4倍を転用したこととなります。また、JA足利トマト選果場と比較しますと、その約16倍です。

では、1番からご説明いたします。

1番、申請地は板倉地内の田、面積313㎡のうち0.15㎡ほか3筆、計1,107㎡のうち0.36㎡です。

施設の概要は営農型太陽光発電設備用地で、太陽光パネル172枚を333.74㎡に設置し、その下でサカキを栽培するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、3年間の一時転用です。

備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

農振農用地でありますので、太陽光発電を行う場合は営農型に限られることとなり、一時転用の対象となるのは、パネルを支える柱と、周囲に張り巡らすフェンスの柱の部分ですので、0.36㎡となります。

続きまして、議案書の36ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が37ページから44ページに載せてありますので、ご覧ください。

なお、事務局の事前調査を12月11日に実施しており、その時の写真は、ご覧のとおりです。

では、議案書9ページにお戻りください。

2番、申請地は大月町地内の田、面積793㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル320枚を534.4㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の45ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。ページの右側に位置図を載せてあります。また、事前調査時の状況は、ご覧のとおりです。

では、議案書9ページにお戻りください。

3番、申請地は寺岡町地内の畑、面積667㎡外1筆、計1,037㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル332枚を554.44

m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の46ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。ページ右に位置図を載せてあります。

なお、当該農地は、西側で接する太陽光発電施設用地の造成に伴い、一部が砕石で埋められていたことを確認しており、土地所有者と事業者から顛末書の提出を求めました。

では、議案書9ページにお戻りください。

次の4番と5番の2件は松田町となります。10月、11月と許可をされた土地に隣接する案件で、今回の2件でこの一帯は終了と聞き及んでおります。

4番、申請地は松田町地内の田、面積377m²ほか1筆、計631m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル108枚を213.84m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の47ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。ページの右側に位置図を載せてあります。

では、議案書10ページをお願いします。

5番、申請地は松田町地内の田、面積482m²ほか6筆、計1,282m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル248枚を491.04m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の48ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。ページの右側に位置図を載せてあります。

では、議案書10ページにお戻りください。

6番、申請地は百頭町地内の畑、面積309m²です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積102.27m²を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条11号、基準を満たす道路に接す

る住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

議案書の49ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は、各項目とも適正なものと判断されております。ページ右側に位置図を載せてあります。なお、事前調査時の状況は、ご覧のとおりです。

では、議案書10ページにお戻りください。

7番、申請地は羽刈地内の畑、492㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積113.44㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

議案書の50ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は、各項目とも適正なものと判断されております。ページの右側に位置図を載せてあります。なお、事前調査時の状況は、ご覧のとおりです。

では、議案書10ページにお戻りください。

8番、申請地は福富町地内の畑、524㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積127.52㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

議案書の51ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は、各項目とも適正なものと判断されております。ページの右側に位置図を載せてあります。なお、事前調査時の状況は、ご覧のとおりです。

以上、5条許可申請8件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 三田照子委員。

2番

2番 三田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の36ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、先の3条許可申請の案件と同様であります。調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

当該申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、すでに、足利市で営農型太陽光発電事業を営む申請人が、事業拡大

を目的に、申請地を借り受け、2カ所目となる営農型太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

面積、日照、東京電力からの引き込み線の設置といった立地と、営農の継続性を考慮した結果、申請地が適地だったとのことでした。

発電出力は49.5キロワットで、転用にかかる事業資金は、銀行からの融資で賄います。適切な営農がなされずに、太陽光パネルを撤去することとなった場合の費用も、申請人が負担することとなっています。

申請地は、南側に工場があるため、日陰エリアが発生します。事業計画地に含まれる国有畦畔は、関東財務局から払い下げを受けており、所有権移転の手続きを進めることとしています。

パネルの下では、国産の需要が見込める本サカキを栽培します。パネルの周囲を遮光ネットで覆い、遮光率を高め、本サカキの品質向上を図ります。

苗木の購入、営農指導、販売については、鹿沼市でサカキの栽培実績を持つ生花店から全面的な支援を受け、取引の契約を結ぶこととなっています。

営農型のため、パネルの高さが3.4メートルにもなりますが、北側の住宅の居住者からは同意を得ています。

申請地は道路から低くなっていますが、造成は行わず整地のみとし、雨水は敷地内で浸透させるため、他への排水はないものと思われま

す。申請地は、東側が水路、北側および南側は宅地、西側は市道となっています。出荷は5年目からとなりますが、出荷までの間も、剪定や草刈りを行い、農地の適正管理に努めるとのことです。周辺農地への影響はないと考えま

す。結論として、申請地は、板倉町西部の農振農用地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

なお、1カ所目の営農型太陽光発電にかかる“みょうが”の栽培については、計画どおり推移している旨の報告を受けております。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

星野委員。

8番

8番 星野です。

営農型太陽光発電についてお聞きしたいのですが、パネル下に作るものは8割の収量を確保する条件だったかと思うのですが、みょうがとか榊だとわからないので、きちんと耕作されていれば作物は何でもいいのか確認したい。

議長

事務局お願いします。

主査

議案書の44ページお願いいたします。

一番下の欄の「下部の農地の単収」というところで、三田委員の説明にもありましたとおり、榊の出荷が5年目から位を予定しております。それまでは、適正管理ということで、毎年1回、農業委員会に営農の状況を報告することに

なっています。その中に単収の報告もあります。5年目からの収穫となりますので、それまでは保全ということになっています。

地域の平均的な単収で、反当り170kgとなっています。栃木県内でも櫛栽培を生業にしている方が、ほとんど見受けられません。

今回、指導と販売先として、鹿沼市の生花店で対応するという事になっております。

実情調査の際には、足利に来ていただきまして話を聞いております。

担当の方はすでに、10年以上前から山林下で櫛を栽培してきております。ご自身でも営農型を約3年前からやられておまして、その実績から反当り170kgと出してきております。この値を用いざるを得ないというか、事務局では判断させていただきたいと思っております。

こちらの8割を満たさないということであれば、単収が上がるような環境づくりといいますか、生花店の方や安足農振事務所の職員の指導を受けながら進めていくことを考えております。

議長 よろしいでしょうか。

8番 わかりました。

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、2番から8番を上程いたします。

議長 本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9番 長谷川です。

8番の案件の関係性を教えてください。

主査 記載が漏れておまして申し訳ございませんでした。

渡人が父で、受人が娘です。

9番 わかりました。

議長 ほかにございますか。

遠藤委員。

6番 6番 遠藤です。

例えば、パネルが多く設置してある地域などでは、水路の管理や水利費の徴収は義務付けできるのでしょうか。

次長 特に義務付けということになりますと、お互いの契約ということで結べるのではないのでしょうか。

行政側で義務というのは難しいですが、水利組合と設置者間での契約とすることは可能なのではないかと思います。

議長 桐生委員。

12番 12番 桐生です。

私は上村堰を管理していますけれど、申請前に許可をもらいに来るとです

が、書面で記載押印してお互いに保存しておくことにしています。

4 番 桐生委員の様にしっかり農業を行って、しっかり管理している組合はいいのですが、組合長があまり農業を行っていないようなところでは、言い方は悪いですが、判を押すだけで、指導もできないような状況です。

それなので、行政側でどうにかできるのであればいいのですが。

9 番 基本的に、調査会に係っているものは、周囲に迷惑をかけないようにということで釘を刺しているわけで、ただ、調査会に係らないものについては一つ一つ確認していくのもなかなか。水路の管理を含めて、周囲の農地に影響のないようにするということが許可用件の一つにもなっているので、それを確実に遂行してもらおうということで、最初にしっかり指導しておくことが必要ではないでしょうか。

議長 ほかにいかがですか。

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、2番から8番はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 それでは議案書の11ページをお開きください。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和元年12月27日公告分であります。

ここで1か所追記をお願いいたします。18ページをお開きください。

申請番号23番になります。備考欄に新規とありますが、その下に認定新規就農者の記載願います。12月24日付で認定を受けたものということです。

それでは議案書の12ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。

貸借権設定（利用権設定）が、45件で面積104,235㎡です。

続きまして所有権移転は今回はありません。

なお、詳細につきましては、詳細が13ページから22ページに記載されておりますのでご覧ください。

審議の後、承認をいただきましたら、12月27日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に1番から5番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により2番 三田照子委員、9番 長谷川委員、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【16時50分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番から5番はそのように決定いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、三田委員、長谷川委員、赤坂委員の出席を求めます。
【16時51分 出席】

議長 続いて、6番から45番を上程いたします。
本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、6番から45番はそのように決定いたしました。
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
続いて、報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について及び非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹 議案書の23ページをお開き下さい。
報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。
1番、申請地は毛野新町4丁目地内の田、面積277㎡、施設の概要は一般住宅用地で、受理年月日は令和元年10月15日、取消理由は譲受人が2名に変更になったため、取消の日付は令和元年11月19日です。ちなみに、5条届出No.6と関連します。
続きまして、非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。
1番、申請地は板倉町地内の畑、現況 宅地、面積856㎡、願出の理由は、昭和41年ころに専用住宅を建築し、昭和50年に倉庫、平成3年に作業所、平成10年に専用住宅を新築し、宅地として利用しているで、受付の日付は令和元年11月1日、処理の日付は同じく11月12日です。現地確認は事務局と森山委員で行っております。
以上報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。
【意見なし】

議長 それでは、ご了承願います。
なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
以上で、第31回足利市農業委員会を閉会いたします。
【16時55分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年2月25日

足利市農業委員会

4番委員

13番委員